

公 示

個人タクシー事業の許可期限の更新等の取扱いについて

個人タクシー事業の許可期限の更新、代務運転制度及び事業の休止・廃止について、次のように定めたので公示する。

平成14年1月18日

中部運輸局長 津野田 元直

．許可等に付した期限の更新の処理について

個人タクシー事業の許可(平成14年1月31日までの免許を含む。以下同じ。)並びに譲渡譲受又は相続の認可(以下「許可等」という。)の際に許可等に付した期限(以下「許可期限」という。)の更新(以下「期限更新」という。)は、次に定めるところにより行うこととする。

なお、前回の期限更新の際に付した期限の更新についても本規定を準用する。

1. 期限更新の手続き

- (1) 当該事件の関する土地を管轄する運輸支局長を経由して、中部運輸局長に対し「個人タクシー事業の許可等に付された期限の更新申請書」(別紙様式1。以下「申請書」という。)を当該許可期限が満了する日(以下「満了日」という。)の2か月前から1か月前までの間に、提出するものとする。
- (2) 申請書には、次の～に掲げる書類を添付することとする。なお、の書類については、満了日の2か月以内に、の書類については、満了日の6か月以内に、の書類については、満了日の3か月以内に発行、作成されたも

のとする。

自動車運転免許証の写し

自動車安全運転センターが発行する運転記録証明書（証明期間を5年間とするもの）

事業用自動車の自動車検査証の写し

旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示（平成17年国土交通省告示第503号）で定める基準に適合する任意保険又は共済に加入していることを証する書面

法令遵守（道路運送法（昭和26年法律第183号）第7条の欠格事由及び2．（3）の期限更新を認めない場合に該当しない旨）に係る宣誓書（別紙様式1-1）

自動車事故対策機構等において運転に関する適性診断を受診したことを証する書面（平成14年8月1日以降を期限更新日（許可期限が満了する日の翌日をいう。以下同じ。）とする申請で、当該期限更新日において年齢が満65歳以上の者にあつては、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第38条第2項に定めるところにより同項の認定を受けた高齢者に対する適性診断（以下「適齢診断」という。）を受けていることを証する書面（年齢が満75歳以上の者にあつては、当該適齢診断に係る適性診断書）。また、平成17年8月1日以降を期限更新日とする申請で、前回の期限更新日における年齢が満63歳又は満64歳、かつ、更新後の許可期限を5年後とされた者については、これに加え、年齢が満65歳に達した日以降2年以内において適齢診断を受けたことを証する書面。）

公的医療機関等の医療提供施設において、胸部疾患、心臓疾患及び血圧等に係る診断を受けたことを証する書面及び営業の支障の有無に係る医師の所見が記載された健康診断書（別紙様式1-2）

営業所及び自動車車庫の使用権原に係る宣誓書（別紙様式1-3）

2．期限更新に当たっての審査及び期限更新の可否の判断等

（1）期限更新に当たっての審査

1．（2）の添付書類等により、許可等を受けた日又は前回の期限更新の決定がなされた日から当該申請書提出時の期限更新の決定がなされる日（以下「期限更新決定日」という。）までの期間（以下「審査期間」という。）における事業の実施状況及び法令違反行為の有無等を審査するものとする。

（2）期限更新を認める場合

別表に定めるところのいずれかに該当する者については、更新後の許可期限を付した上、期限更新を認めるものとし、別紙様式2の書面を交付するととも

に、～の必要な措置を講じることとする。

ただし、平成14年2月1日以降に許可又は譲渡譲受若しくは相続の認可を受けた者に付す更新後の許可期限は、当該事業者の満75歳の誕生日の前日（人口が概ね30万人以上の都市を含まない営業区域等において、75歳以上で許可を受けた場合は、当該事業者の満80歳の誕生日の前日）を超えない日とする。

事業計画が確保されていないことが明らかな者、利用者からの苦情が多い者等特に悪質な者（以下「悪質事業者」という。）に対しては、必要に応じて事業計画に定める業務の確保命令又は事業改善命令を発動するほか、別表の定めよりさらに短縮した期限を付することができるものとする。なお、当該短縮した期限を付す場合、別紙様式2の書面に期限を短縮した理由を付記することとする。

別表のA.（オ.及びカ.を除く。次のB.、C.及びD.で適用する場合においても同じ。）、B.、C.及びD.のいずれかに該当する者又は悪質事業者に対しては、期限更新日から6か月以内に運輸支局等が主催する研修（中部運輸局が認める事業者団体等の研修を含む。）を受けさせるものとし、その旨を別紙様式2の書面に付記することとする。期限更新日における年齢が満63歳又は満64歳であって、更新後の許可期限を5年後とする者に対しては、年齢が満65歳に達する日から2年を経過する日までの間に適齢診断を受診させるものとし、その旨を別紙様式2の書面に付記することとする。

（3）期限更新を認めない場合

次のいずれかに該当する場合には、許可期限の更新を認めないこととする。

許可等に付した条件により、許可等を取り消すべき事由又は許可期限の更新を行わないこととする事由に該当している場合

代務運転者を使用している場合で、代務期間を1年間継続した後も特段の事情（回復の見込みが明らかであり、なお若干の療養が必要である場合等）がなく運転業務に従事できない場合

既存事業者で、平成14年2月1日以降、「審査基準」の2.(1)なお書きの場合に該当したことがある場合

期限更新後の許可期限が5回以上連続して1年（別表のA.（オ.及びカ.を除く。次のB.、C.及びD.で適用する場合においても同じ。）、B.、C.及びD.のいずれかに該当する者に限る。）となることが明らかである場合

（4）その他

概ね過去1年間において特段の事情がなく事業を実施していない者に対しては、事業廃止の届出を行うよう指導するものとする。

また、既存事業者で適齢診断・健康診断の結果により個人タクシーの営業に支障があることが明らかな場合及び特段の事情がなく稼働率が著しく低い場合については、これらの者に対して必要な業務の見直しに関する勧告を行うものとする。なお、勧告に応じた見直しが行われない場合には、必要に応じて公表を行うこととする。

・代務運転制度について

個人タクシーの代務運転制度は、事業者本人が病気又は負傷等（以下「傷病等」という。）により、自ら事業を遂行できない場合において、当該事業者及び家族の当面の生活の安定を確保するため、一定期間に限り当該事業用自動車を他人に運転させ事業を継続することを認める特例措置として、これまで特別に認めてきたところであり、本制度が定着していること等を考慮し、引き続き当分の間認めることとする。

1．代務運転の承認方法

代務運転者を使用しようとする事業者（以下「事業者」という。）からの申請に基づいて、許可等に付された条件のうち「他人に当該事業用自動車を営業のために運転させてはならない」旨の条件を一定期間変更（以下「代務運転に係る許可条件変更」という。）することにより行うこととする。

2．承認要件

事業者及び代務運転者のいずれもが、少なくとも次のそれぞれの要件のすべてを満たしている場合に限って認めることとする。

(1) 事業者の要件

傷病等によって入院・療養が必要なため、自ら運転業務を実施できないことが、医師の診断書により明らかであること。

により、当該事業者が運転業務を実施することができない結果、個人タクシー事業以外に収入の途がないため、医療費を含めた生計の維持が著しく困難であることが認められる場合。

の原因となった負傷が、自らの重大な法令違反行為が原因で生じた交通事故によるものではないこと。

申請時において、年齢が75歳未満であること。

(2) 代務運転者の要件

申請時において、年齢が65歳未満であること。

有効な第二種運転免許（普通免許、中型免許又は大型免許に限る。）を有していること。

申請に係る営業区域において、タクシー又はハイヤーの運転を職業とした期間（個人タクシーの代務運転者であった期間を含む。）が、申請日以前

5年以内に3年以上である者

法令遵守状況

ア 申請日以前5年間に、次に掲げる処分を受けていないこと。また、過去にこれらの処分を受けたことがある場合には、申請日の5年前においてその処分期間が終了していること。

- (a) 道路運送法又は貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）の違反による輸送施設の使用停止以上の処分又は使用制限（禁止）の処分
- (b) 道路交通法（昭和35年法律第105号）の違反による運転免許の取消し処分
- (c) タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）に基づく登録の取消し処分及びこれに伴う登録の禁止処分（平成14年1月31日以前のタクシー業務適正化臨時措置法に基づく処分を含む。）
- (d) 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）の違反による営業の停止命令又は営業の廃止命令の処分
- (e) 刑法（明治40年法律第45号）、暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）、麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）、覚せい剤取締法（昭和26年法律第252号）、売春防止法（昭和31年法律第118号）、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）、その他これらに準ずる法令の違反による処分
- (f) 自らの行為により、その雇用主が受けた道路運送法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法又は特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）に基づく輸送施設の使用停止以上の処分
- (g) 代務運転者が、一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業の許可の取消しを受けた事業者において、当該取消処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に運行管理者であった者として受けた法第23条の3の規定による運行管理者資格者証の返納命令の処分

イ 申請日以前3年間及び申請日以降に、道路交通法の違反（同法の違反であって、その原因となる行為をいう。）がないこと。ただし、申請日の1年前以前において、点数（同法の違反により付される点数）が1点付されることとなる違反があった場合、又は点数が付されない違反があった場合のいずれか1回に限っては、違反がないものとみなす。

ウ ア又はイの違反により現に公訴を提起されていないこと。

事業計画

事業者の事業計画を確実に遂行できるものであること。

タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）に基づく登録を受けていること。

3. 代務運転に係る許可条件変更の手続

「個人タクシー事業の代務運転に係る許可条件変更承認申請書」(別紙様式3)及び添付書類を当該事件の関する土地を管轄する運輸支局長を経由して、中部運輸局長へ提出するものとする。

4. 承認する期間

- (1) 代務運転に係る許可条件変更の承認期間は6か月間を限度とし、承認の際に期限を付すこととする。なお、当該承認期限については、当初承認が行われた日から1年間までの範囲において更新できるものとする。
- (2) 承認が行われた日から1年を経過した場合において、特段の事情(回復の見込みが明らかであり、なお若干の療養が必要である場合等)がある場合に限り、(1)の承認期間を更新できるものとする。
- (3) 当該承認期間内であっても、事業者が死亡又は事業の廃止等により個人タクシー事業者でなくなったときは、当該承認の期間は終了するものとする。

5. 承認の処理

代務運転に係る許可条件変更の承認をしたときは、事業者に対して次の条件を付した別紙様式4の書面を交付することとする。

- (1) 代務運転者以外の者に、当該事業用自動車を営業のために運転させてはならない。
- (2) 代務運転者が運転業務に従事する際には、タクシー業務適正化特別措置法第13条に規定する代務運転者の登録タクシー運転者証を車内に表示しなければならない。
- (3) 承認期間内は、事業者が運転業務に従事してはならない。
- (4) 代務運転者は、中部運輸局長等が日時及び場所を指定して出頭を求めたときは、特別な事情がない限りこれに応じること。
- (5) 承認期間内に事業者の傷病等が治癒し、事業者が運転業務に復帰することが可能となったときは、速やかに代務運転に係る許可条件変更の解除届(別紙様式5)を当該事件の関する土地を管轄する運輸支局長を経由して中部運輸局長へ提出し、事業者は運転業務に復帰しなければならない。
- (6) 事業者が死亡又は事業の廃止等により個人タクシー事業者でなくなったときは、承認期間が満了するものであること。
- (7) (5)又は(6)の場合並びに承認期間が満了した場合には、速やかに運転者証を登録実施機関に返納しなければならない。

6. 代務運転に係る許可条件変更の承認の取消し

次のいずれかに該当する場合は、代務運転に係る許可条件変更の承認を取り消

すこととする。

- (1) 代務運転者以外の者に当該事業用自動車を営業のために運転させた場合
- (2) 代務運転者が、2.(2)の要件に適合しなくなった場合

・事業の休止及び廃止について

個人タクシー事業者に係る道路運送法第38条第1項の規定（以下「法の規定」という。）による手続については、1人1車制という特殊性に鑑み次に定めるところによるものとする。

1. 事業の休止

- (1) 休止期間が30日以内の場合

運転日報に明記するものとする。

- (2) 休止期間が30日を超える場合

法の規定に基づき事業休止届出書（別紙様式6）を提出するものとする。

なお、当該届出書については、事業者が所属する事業者団体を經由して管轄する運輸支局へ提出することができるものとする。

2. 事業の廃止

事業を廃止しようとする場合には、道路運送法第38条第1項の規定に基づき廃止しようとする30日前までに中部運輸局長あて事業廃止届出書（別紙様式6）を提出するものとする。

附 則（平成14年1月18日付中運局公示第245号）

- 1. この公示は、平成14年2月1日以降に申請及び届出を受け付けたものから適用する。
- 2. 「1人1車制個人タクシーの免許期限の更新について」（平成7年11月1日付中運局公示第115号）は、平成14年1月31日をもって廃止する。
ただし、平成14年1月31日までに受け付けた免許期限の更新願については、なお従前の基準によるものとする。

附 則（平成14年11月29日付中運局公示第229号 一部改正）

この公示は、平成14年11月29日以降に申請を受け付けたものから適用する。

附 則（平成15年6月19日付中運局公示第42号 一部改正）

この公示は、平成15年6月19日以降に申請を受け付けたものから適用する。

附 則（平成15年9月3日付中運局公示第76号 一部改正）

この公示は、平成15年10月1日以降に申請を受け付けたものから適用する。
ただし、平成16年3月31日までに受け付けたものは、従前のものでもよいものとする。

附 則(平成16年6月22日付中運局公示第27号 一部改正)
この公示は、平成16年6月22日以降に申請を受け付けたものから適用する。

附 則(平成17年4月28日付中運局公示第16号 一部改正)
この公示は、平成17年4月28日以降に申請を受け付けたものから適用する。

附 則(平成17年12月21日付中運局公示第125号 一部改正)
この公示は、平成18年1月1日以降に申請を受け付けたものから適用する。

附 則(平成20年6月13日付中運局公示第34号 一部改正)
この公示は、平成20年6月14日以降に申請を受け付けたものから適用する。

附 則(平成24年2月17日付中運局公示第104号 一部改正)
この公示は、平成24年4月1日以降に申請を受け付けたものから適用する。

附 則(平成26年1月27日付中運局公示第116号 一部改正)
この公示は、平成26年1月27日以降に申請を受け付けたものから適用する。

附 則(平成27年9月30日付中運局公示第36号 一部改正)
1. この公示は、平成27年10月1日以降に申請を受け付けたものから適用する。
2. この公示の適用の際現に、タクシー事業者に雇用されている者でタクシー運転者として選任されているものに係る申請については、平成28年3月31日までの間、なお従前の例によるものとする。

附 則(平成28年12月20日付中運局公示第96号 一部改正)
この公示は、平成28年12月20日以降に申請を受け付けたものから適用する。
ただし、 . については、平成29年1月19日以降に廃止するものについて適用し、平成29年1月18日以前の廃止をしようとするものについては、なお従前の例とする。

附 則(令和2年12月25日付中運局公示第51号 一部改正)
この公示は、令和3年1月1日以降に申請を受け付けたものから適用する。

附 則(令和4年3月31日付中運局公示第92号 一部改正)

この公示は、令和4年4月1日以降に申請を受け付けたものから適用するものとし、1(2)の健康診断の受診日は令和4年4月1日以降のものから適用するものとする。

附 則(令和6年1月25日付中運局公示第108号 一部改正)

この公示は、令和6年1月25日以降に申請を受け付けたものから適用する。

個人タクシー事業の期限更新基準表

1. 法令違反行為等の状況による更新後の許可期限の判断

審査期間	審査期間における法令違反行為等の状況	更新後の許可期限
A. 5年	に該当しない者で、期限更新決定日以前の3年間において無事故無違反であり、かつ、その前の2年間における道路交通法の違反が1回以下で当該違反が反則点3点以下である者	5年後
	及び に該当しない者	3年後
	次のいずれかに該当する者 ア. 道路交通法違反による反則点の合計が4点以上若しくは4回以上の道路交通法の違反がある者 イ. 旅客自動車運送事業等報告規則(昭和39年運輸省令第21号)に基づく事業報告書、輸送実績報告書、その他道路運送法及びこれに基づく法令に基づき提出すべき書類が正当な理由なく未提出となっている者 ウ. 道路運送法等の法令違反により車両使用停止以上の行政処分を受けた者又は行政処分に係る事業改善が的確に行われていない者 エ. 正当な理由がなく本文 2.(2). に規定する研修を受けなかった者 オ. 期限更新日まで代務運転者を使用している者 カ. 期限更新日まで事業を休止している者 キ. 旅客自動車運送事業運輸規則(昭和31年運輸省令第44号)第38条第2項に基づき受診すべき適性診断を受診していない者	1年後
B. 3年	に該当しない者で、無事故無違反である者	5年後
	及び に該当しない者	3年後
	次のいずれかに該当する者 ア. 道路交通法違反による反則点の合計が4点以上若しくは3回以上の道路交通法の違反がある者 イ. A. のイ. ~キ. のいずれかに該当する者	1年後
C. 2年	次のいずれにも該当する者 ア. 期限更新決定日以前の1年間において無事故無違反であり、かつ、その前の1年間における道路交通法の違反が1回以下で当該違反が反則点3点以下の違反である者 イ. のイ. に該当しない者	3年後
	次のいずれかに該当する者 ア. のア. に該当しない者 イ. A. のイ. ~キ. のいずれかに該当する者	1年後
D. 1年	に該当しない者	3年後
	次のいずれかに該当する者 ア. 道路交通法の違反がある者 イ. A. のイ. ~キ. のいずれかに該当する者	1年後
(適用) 1. 反則金の納付のみを命ぜられた違反については、反則点3点以下の違反に相当する道路交通法の違反として取り扱うこととする。 2. 期限更新決定日以前の1年間において無事故無違反であって、期限更新決定日の1年前以前における道路交通法の違反が1回である者については、当該違反が反則点1点以下である場合(併せて反則金の納付を命ぜられた場合を含む。)又は当該違反により反則金の納付のみを命ぜられた場合に限り無事故無違反とみなす。		

2. 高齢者に係る更新後の許可期限の判断

期限更新日における年齢が満65歳以上の者については、1.によって判断された期限が、次表による年齢区分に応じた期限以後となる場合には、次表による期限を更新後の許可期限とする。

年齢区分	更新後の許可期限
65歳以上73歳未満	3年後
73歳以上75歳未満	2年後
75歳以上	1年後

中部運輸局長 殿

住 所：
名 称：
氏 名：
生年月日： 年 月 日生
(年齢 満 歳)

個人タクシー事業の許可等に付された期限の更新申請書

年 月 日付け 第 号の個人タクシー事業の許可(認可)について、当該許可(認可)に付された期限が満了するので、期限の更新を申請します。

記

1. 営業区域

交通圏

2. 許可(認可)に付された期限

年 月 日

3. 営業所

名 称	位 置	所有・借用の別

4. 自動車車庫

位 置	収容能力	所有・借用の別
	m ²	

5. 事業用自動車

車 名	年 式	自動車登録番号

6 . 更新申請書提出前 6 か月間の輸送実績

(平成 14 年 1 月 31 日現在の既存事業者で年齢が満 75 歳以上の者に限る。)

項 目 ・ 月 別		月	月	月	月	月	月
稼働日数 (日)							
走行 キロ 数	実車キロ数(km)						
	空車キロ数(km)						
	合 計						
輸送回数 (回)							
営業収入 (千円)							

7 . 添付書類

- (1) 自動車運転免許証の写し
- (2) 自動車安全運転センターが発行する運転記録証明書(証明期間を 5 年間とするもの)
- (3) 事業用自動車の自動車検査証の写し
- (4) 旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示(平成 17 年国土交通省告示第 503 号)で定める基準に適合する任意保険又は共済に加入していることを証する書面
- (5) 法令遵守(道路運送法(昭和 26 年法律第 183 号)第 7 条の欠格事由及び . 2 . (3)の期限更新を認めない場合に該当しない旨)に係る宣誓書(別紙様式 1 - 1)
- (6) 自動車事故対策機構等において運転に関する適性診断を受診したことを証する書面(平成 14 年 8 月 1 日以降を期限更新日(許可期限が満了する日の翌日をいう。以下同じ。))とする申請で、当該期限更新日において年齢が満 65 歳以上の者にあつては、旅客自動車運送事業運輸規則(昭和 31 年運輸省令第 44 号)第 38 条第 2 項に定めるところにより同項の認定を受けた高齢者に対する適性診断(以下「高齢者診断」という。)を受けていることを証する書面(年齢が満 75 歳以上の者にあつては、当該高齢者診断に係る適性診断書)。また、平成 17 年 8 月 1 日以降を期限更新日とする申請で、前回の期限更新日における年齢が満 63 歳又は満 64 歳、かつ、更新後の許可期限を 5 年後とされた者については、これに加え、年齢が満 65 歳に達した日以降 2 年以内において高齢者診断を受けたことを証する書面。)
- (7) 公的医療機関等の医療提供施設において、胸部疾患、心臓疾患及び血圧等に係る診断を受けたことを証する書面及び営業の支障の有無に係る医師の所見が記載された健康診断書(別紙様式 1 - 2)
- (8) 営業所及び自動車車庫の使用権原に係る宣誓書(別紙様式 1 - 3)

期限更新に係る法令遵守状況の宣誓書

中 部 運 輸 局 長 殿

宣 誓 書

- 該当しません。
1. 道路運送法(昭和 26 年法律第 183 号)第 7 条各号(欠格事由)に
該当します。(該当事由を記入)
2. 許可(認可)に付された条件の遵守等
すべて適切に実施しています。
- (1) 遵守すべき事項については、
適切に実施していない事項があります。(当該事項を記入)
- (2) 刑法等に抵触する行為により処罰を受けたことが
ありません。
あります。(当該処罰を記入)
- (3) 代務運転者
は使用しておりません。
を現在使用中です。(承認期間 年 月 日 ~ 年 月 日)
3. 許可(認可)を受けた日(前回の期限更新日)以降の事業実施の状況
- (1) 旅客自動車運送事業等報告規則(昭和 39 年運輸省令第 21 号)に基づく営業報告書、輸送実績報告書、その他道路運送法及びこれに基づく法令により提出すべき書類を適切に提出
しています。
していません。(未提出書類を記入)
- (2) 道路運送法等の法令違反による行政処分を受けたことが
ありません。
あります。(当該行政処分を記入)
- (3) 更新期限短縮者を対象とした研修受講の指示を受けたことが
ありません。
あります。(受講日を記入)
- (4) 現在、事業を
休止しておりません。
休止中です。(休止状況を記入)
- (5) 旅客自動車運送事業運輸規則(昭和 31 年運輸省令第 44 号)第 38 条第 2 項に基づき受診すべき適性診断の受診対象者
ではありません。
です。(受診状況を記入)
4. 運転記録証明書の証明期間の最後日以降期限更新決定日までの間に、道路交通法の違反による処分(同法の規定による反則金の納付を命ぜられた場合又は反則点を課せられた場合を含む。)を受けた場合には、直ちに報告します。

上記のとおり宣誓いたします。

年 月 日

氏 名

健 康 診 断 書			
氏名		男 ・ 女	年 月 日生
住所			
既往歴		自覚症状及 び他覚症状 の有無	
胸部所見	(運転業務に従事することについての支障の有無) 撮影： 年 月 日 間接・直接 NO .		
心臓所見	(運転業務に従事することについての支障の有無)		
血圧所見	(運転業務に従事することについての支障の有無) ~ mmHg		
血液 (貧血・肝機能・ 血中脂質・血糖) 検査所見	(運転業務に従事することについての支障の有無)		
尿 (尿中の糖及び 蛋白の有無) 検査 所見	(運転業務に従事することについての支障の有無)		
その他特記すべき 症状 (睡眠時無 呼吸症候群等)	(運転業務に従事することについての支障の有無)		
上記のとおり診断します。 年 月 日 (医 師)			

営業所及び自動車庫の使用権限に係る宣誓書

中 部 運 輸 局 長 殿

宣 誓 書

道路運送法第5条第1項第3号に規定する事業計画のうち営業所及び自動車庫については、それぞれ次のとおりであり、確実に使用権原を有しています。

営業所

名 称	位 置	所有・借用の別

自動車庫

位 置	収容能力	所有・借用の別
	m ²	

上記のとおり宣誓いたします。

年 月 日

氏 名

中部運輸局長 殿

住 所：
名 称：
氏 名：
生年月日： 年 月 日生
(年齢 満 歳)

個人タクシー事業の代務運転に係る許可条件変更承認申請書

下記のとおり代務運転者を使用したいので、個人タクシー事業の許可に付された条件の一部の変更承認を申請します。

記

1. 許可（認可）の内容

(1) 許可（認可）年月日 年 月 日
(2) 許可（認可）番号 第 号
(3) 許可（認可）の期限 年 月 日
(4) 営業区域 交通圏

2. 代務運転者

住 所
氏 名
生年月日 年 月 日生（年齢 満 歳）

3. 代務運転者を使用しようとする期間

年 月 日 ~ 年 月 日

4. 申請理由

5. 代務運転承認状況（過去3年間）

承認年月日	番 号	承 認 期 間	代務運転者名
		~	
		~	
		~	
		~	

6 . 添付書類

- (1) 事業者に係る医師の診断書
- (2) 事業者の収入状況を記載した書面 (別紙様式 3 - 1)
- (3) 事業者の運転免許証の写し
- (4) 代務運転者との雇用契約書
- (5) 代務運転者の運転免許証の写し
- (6) 代務運転者の履歴書 (別紙様式 3 - 2)
- (7) 代務運転者の運転経歴書 (別紙様式 3 - 3)
- (8) 代務運転者の運転適性診断書
- (9) 代務運転者に係る自動車安全運転センターが発行する運転記録証明書
- (10) 代務運転者の宣誓書 (関係する法令に違反していない旨) (別紙様式 3 - 4)
- (11) 代務運転者の健康診断書 (別紙様式 3 - 5)
- (12) 代務運転者の在職証明書 (別紙様式 3 - 6)
- (13) 登録実施機関の登録原簿 AB

承認申請者の収入状況

名称：

氏名：

家族の状況					収入状況
氏名	年齢	性別	本人との続柄	同居・別居の別	
			本人		有(万円)・無
扶 養 家 族				同居・別居	有(万円)・無
				同居・別居	有(万円)・無
				同居・別居	有(万円)・無
				同居・別居	有(万円)・無
				同居・別居	有(万円)・無
				同居・別居	有(万円)・無

- (注) 1 . 本人欄は、個人タクシー事業以外に収入がある場合に記入すること。
 2 . 収入状況欄の()内は、有の場合に平均月収額を記入すること。

履 歴 書							
ふりがな						男 ・ 女
氏 名							
生年月日	年 月 日 (申請日現在：満 歳)						
本 籍							
現 住 所	(郵便番号)			(電話番号)			
職 歴 (新しいものから記載すること。)	自・年月日	至・年月日	勤務年数	勤務地・勤務先(会社名等)	職種		
		現 在	年 月				
			年 月				
			年 月				
			年 月				
			年 月				
			年 月				
			年 月				
			年 月				
家族氏名	続柄	年齢	同居・別居	家族氏名	続柄	年齢	同居・別居
			同・別				同・別
			同・別				同・別
			同・別				同・別

運 転 経 歴 書

代務運転者（氏名）：

番号	自・年月日	至・年月日	勤務年数	勤務地	勤務先名	職種
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						

（注）1 . 運転経歴は、承認申請日前 5 年以内における経歴を新しいものから順次、
記入すること。

2 . 職種欄には、タクシー運転者、個人タクシー代務運転者等を記入すること。

中 部 運 輸 局 長 殿

宣 誓 書

1. 申請日以前5年間に、次に掲げる処分を受けたことはありません。

また、
・過去にもこれらの処分を受けたことはありません。

・ 年 月 日に の処分を受けましたが、
年 月 日に処分期間を終了しています。

- (1) 道路運送法(昭和26年法律第183号)又は貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)の違反による輸送施設の使用停止以上の処分又は使用制限(禁止)の処分
- (2) 道路交通法(昭和35年法律第105号)の違反による運転免許の取消し処分
- (3) タクシー業務適正化特別措置法(昭和45年法律第75号)に基づく登録の取消し処分及びこれに伴う登録の禁止処分(平成14年1月31日以前のタクシー業務適正化臨時措置法に基づく処分を含む。)
- (4) 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成13年法律第57号)の違反による営業の停止命令又は営業の廃止命令の処分
- (5) 刑法(明治40年法律第45号)、暴力行為等処罰に関する法律(大正15年法律第60号)、麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号)、覚せい剤取締法(昭和26年法律第252号)、売春防止法(昭和31年法律第118号)、銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)、その他これらに準ずる法令の違反による処分
- (6) 自らの行為により、その雇用主が受けた道路運送法、貨物自動車運送事業法又はタクシー業務適正化特別措置法に基づく輸送施設の使用停止以上の処分(平成14年1月31日以前のタクシー業務適正化臨時措置法に基づく処分を含む。)
- (7) 一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業の許可の取消しを受けた事業者において、当該処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に運行管理者であった者として受けた法第23条の3の規定による運行管理者資格者証の返納命令の処分

2. 申請日以前3年間、道路交通法の違反による処分(同法の規定による反則金の納付を命ぜられた場合又は反則点を付された場合を含む(ただし、申請日の1年前以前において、反則点1点を付された場合(併せて同法の規定による反則金の納付を命ぜられた場合を含む。))又は反則金の納付のみを命ぜられた場合のいずれか1回に限っては除外。))を受けたことはありません。

3. 上記1.又は2.の違反により現に公訴を提起されておられません。

上記のとおり宣誓いたします。

なお、宣誓日以降処分日までの間に上記に掲げる処分等を受けた場合には、直ちに報告いたします。

年 月 日

氏 名

健 康 診 断 書			
氏名		男 ・ 女	年 月 日生
住所			
既往歴		自覚症状及び他覚症状の有無	
胸部所見	(運転業務に従事することについての支障の有無) 撮影： 年 月 日 間接・直接 NO.		
心臓所見	(運転業務に従事することについての支障の有無)		
血圧所見	(運転業務に従事することについての支障の有無) ~ mmHg		
血液(貧血・肝機能・血中脂質・血糖)検査所見	(運転業務に従事することについての支障の有無)		
尿(尿中の糖及び蛋白の有無)検査所見	(運転業務に従事することについての支障の有無)		
その他特記すべき症状(睡眠時無呼吸症候群等)	(運転業務に従事することについての支障の有無)		
上記のとおり診断します。			
年 月 日			
(医 師)			

在 職 証 明 書

住 所：

氏 名：

生年月日： 年 月 日生

上記の者について、下記のとおり在職していた（いる）ことを証明します。

記

1 . 採用年月日： 年 月 日から

2 . 退職年月日： 年 月 日まで

3 . 在 職 期 間： 年 月

4 . 職 種： タクシー、ハイヤー 運転手（該当する職種に 印）

5 . 所属営業所 _____ 営業所

年 月 日

名 称

所在地

代表者名

個人タクシー事業の代務運転に係る許可条件変更の承認書

殿

年 月 日付け（許可番号）による個人タクシー事業の許可に付した条件のうち「他人に当該事業用自動車を営業のために運転させてはならないこと。」については、下記のとおり期間を限定して変更することを承認する。

記

1. 変更する期間（承認期間）

年 月 日 ~ 年 月 日

2. 代務運転者

住 所

氏 名

生年月日 年 月 日生

3. 条件

- (1) 代務運転者以外の者に、当該事業用自動車を営業のために運転させてはならない。
- (2) 代務運転者が運転業務に従事する際には、登録実施機関が交付する運転者証を車内に表示しなければならない。
- (3) 承認期間内は、事業者が運転業務に従事してはならない。
- (4) 代務運転者は、中部運輸局長等が日時及び場所を指定して出頭を求めたときは、特別な事情がない限りこれに応じること。
- (5) 承認期間内に事業者の傷病等が治癒し、事業者が運転業務に復帰することが可能となったときは、速やかに代務運転に係る許可条件変更の解除届（別紙様式5）を当該事件の関する土地を管轄する運輸支局長を経由して中部運輸局長へ提出し、事業者は運転業務に復帰しなければならない。
- (6) 事業者が死亡又は事業の廃止等により個人タクシー事業者でなくなったときは、承認期間が終了するものであること。
- (7) (5)又は(6)の場合並びに承認期限が満了した場合には、速やかに運転者証を登録実施機関に返納しなければならない。

年 月 日

中部運輸局長

年 月 日

中部運輸局長 殿

住 所 :

名 称 :

氏 名 :

生年月日 : 年 月 日生
(年齢 満 歳)

個人タクシー事業の代務運転に係る許可条件変更の解除届

年 月 日付け(承認番号)による個人タクシー事業の代務運転に係る許可条件変更について、年 月 日に代務運転者の使用を終了したので、当該許可条件変更の解除を届出します。

年 月 日

中部運輸局長 殿

住 所：
名 称：
氏 名：
生年月日： 年 月 日生
(年齢 満 歳)

個人タクシー事業の事業休止届出書

個人タクシー事業を休止したいので、道路運送法第 38 条及び同法施行規則第 25 条の規定に基づき、下記のとおり届出します。

記

1. 住所、名称及び氏名

住 所：

名 称：

氏 名：

2. 事業の種別及び営業区域

事業の種別：一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシーに限る。)

営業区域： 交通圏

3. 休止の日

年 月 日

4. 休止の予定期間

年 月 日 ~ 年 月 日 (日間)

5. 休止する理由

年 月 日

中部運輸局長 殿

住 所 :

名 称 :

氏 名 :

生年月日 : 年 月 日生

(年齢 満 歳)

個人タクシー事業の事業廃止届出書

個人タクシー事業を廃止したいので、道路運送法第 38 条及び同法施行規則第 25 条の規定に基づき、下記のとおり届出します。

記

1 . 住所、名称及び氏名

住 所 :

名 称 :

氏 名 :

2 . 事業の種別及び営業区域

事業の種別 : 一般乗用旅客自動車運送事業 (1 人 1 車制個人タクシーに限る。)

営業区域 : 交通圏

3 . 廃止の日

年 月 日

4 . 廃止する理由